

米原市

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントマニュアル

令和 8 年 7 月

米原市高齢福祉課

目次

<u>1 介護予防の基本的な考え方</u>	P.3
1-1 介護保険の基本理念	
1-2 介護予防の考え方	
<u>2 米原市介護予防・日常生活支援総合事業</u>	P.3
2-1 総合事業の基本指針	
2-2 総合事業の基本的事項	
<u>3 相談から利用まで</u>	P.5
3-1 利用できるサービスと対象	
3-2 サービス利用までの流れ	
<u>4 ケアマネジメントの流れと類型</u>	P.6
4-1 ケアマネジメントの流れ	
4-2 ケアマネジメントの類型	
4-3 ケアマネジメントの加算	
4-4 ケアプラン会議（多職種専門職との連携）の活用	
<u>5 サービス事業の類型と選択</u>	P.10
5-1 訪問型サービス	
5-2 通所型サービス	
5-3 短期集中予防サービス	
<u>6 一般介護予防事業</u>	P.15
6-1 元気の一步事業	
6-2 まいばら体操	
6-3 なわとび体操	
6-4 地域お茶の間創造事業(高齢者等居場所づくり)	
6-5 介護予防のための施設利用助成	
<u>7 その他介護予防の取り組み</u>	P.17
7-1 筋力トレーニングマシン講習会	
7-2 介護予防のための施設利用助成	
<u>8 様式・資料編</u>	P.18
8-1 介護予防・日常生活支援総合事業についての Q&A	
8-2 ケアマネジメント関連様式	

Ⅰ 介護予防の基本的な考え方

Ⅰ-Ⅰ 介護保険の基本理念（介護保険法第Ⅰ条）

介護保険サービスの提供にあたっては、基本理念に基づく次の２つの視点が重要です。

- ①介護が必要な状態となっても、本人が持っている能力に応じ、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるようサービスを提供すること。
- ②利用者に対しても、介護が必要な状態となることを予防するための健康の保持増進、介護が必要な状態となった場合にも、介護サービスを利用した自立した生活のための能力維持、向上を求める

Ⅰ-Ⅱ 介護予防の考え方

介護保険制度における介護予防とは主に次の２つです。

①要介護状態となることをできる限り防ぐこと

高齢者一人一人が自らの健康状態に関心を持ち、必要な情報にアクセスするとともに、主体的に介護予防や健康の維持・増進に取り組むことが重要。

②状態の改善・維持し、悪化を遅らせること

生活上の様々な課題を抱える要支援状態の高齢者に対し、効果的な支援を行うことにより、状態の悪化防止や改善を図るものです。＝「自立支援・重度化防止」

2 米原市介護予防・日常生活支援総合事業

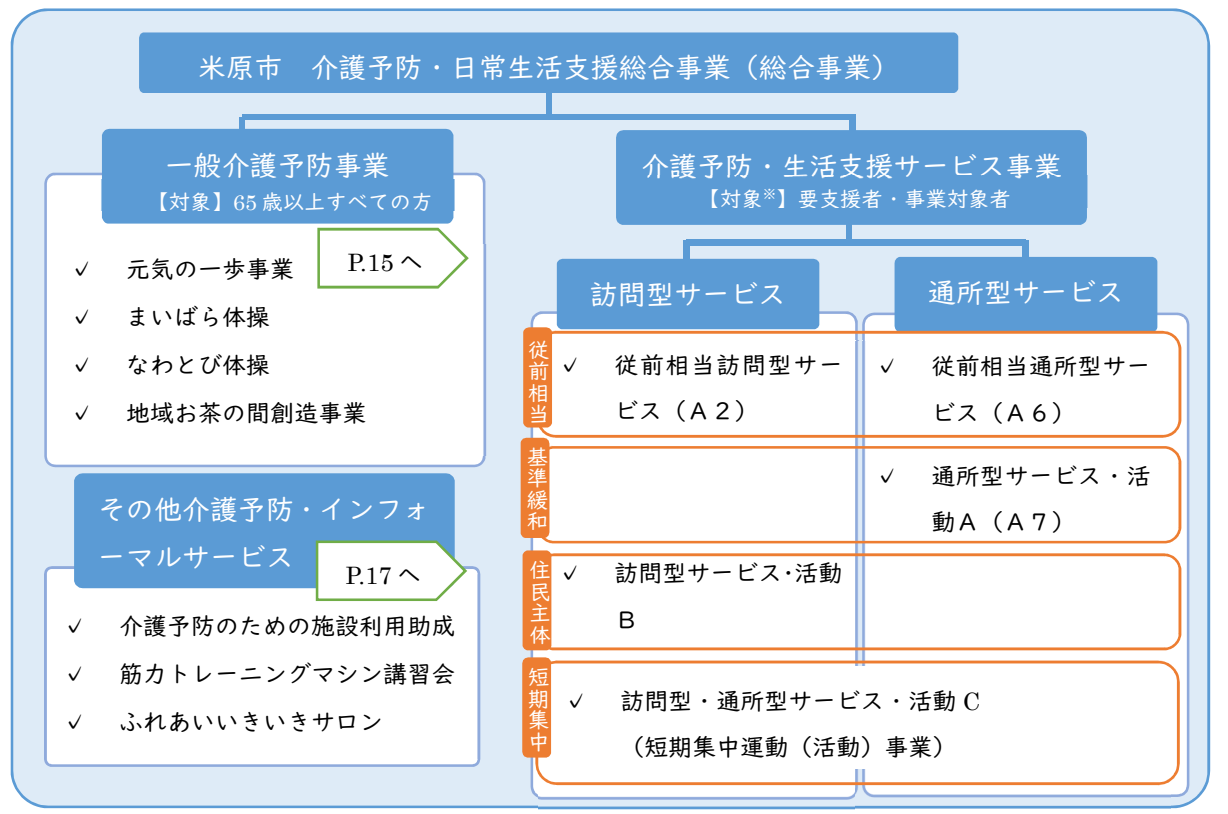
2-Ⅰ 総合事業の基本方針・目的

単身高齢者世帯や夫婦のみ高齢者世帯、認知症高齢者など米原市に暮らす様々な高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を営み続けることができるようにするため、米原市では平成 28 年 10 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）を開始しました。利用者の状態像に合わせて多様なサービスや地域資源を活用することでより効果的かつ効率的に介護予防・重度化防止につなげることが総合事業の目的です。また、基準緩和型や住民主体型など多様なサービスを充実することで、従前相当サービスは専門的な支援が必要な人へのケアに集中でき、より効果的にサービスを提供できると考えています。総合事業は、本人の状態に合わせた適切なサービスを選択することが必要です。そのために介護予防ケアマネジメントがとても重要になります。

2-2 総合事業の基本的事項について

1 米原市総合事業の構成について

総合事業は大きく「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」の2つに分かれています。一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業では対象者が異なります。



2 総合事業の対象者について

一般介護予防事業

65歳以上のすべての方

介護予防・生活支援サービス事業

①要支援認定を受けた方（要支援者）

②65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下が認められた方（事業対象者）

※通所型サービス・活動A（A7）と訪問型サービス・活動Bは、要介護認定を受けても継続して利用可能

事業対象者について注意事項

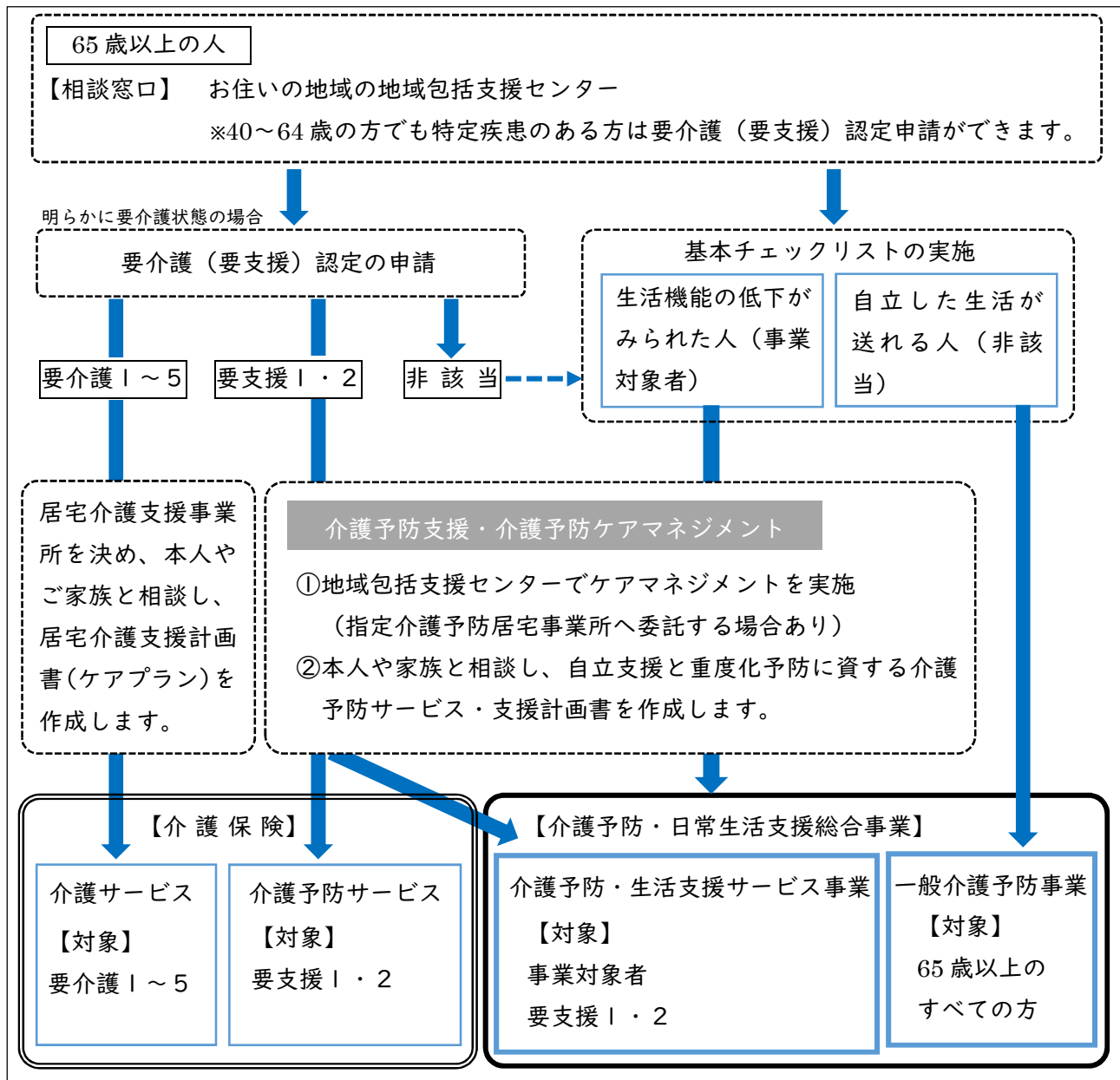
- ✓ 予防給付である介護予防訪問看護や介護予防福祉用具貸与等のサービスを利用する場合は、要支援認定を受ける必要があります。
- ✓ 第2号被保険者（40～64歳）は、要介護（要支援）認定申請を行い要支援と認定された場合のみ介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。なお、事業対象者には該当しませんので御注意ください。
- ✓ 事業対象者は、要支援に相当する状態の者を想定しており、そのような状態に該当しないケースについては、一般介護予防事業の利用等につなげていくことが重要です。

3 相談から利用まで

3-1 利用について

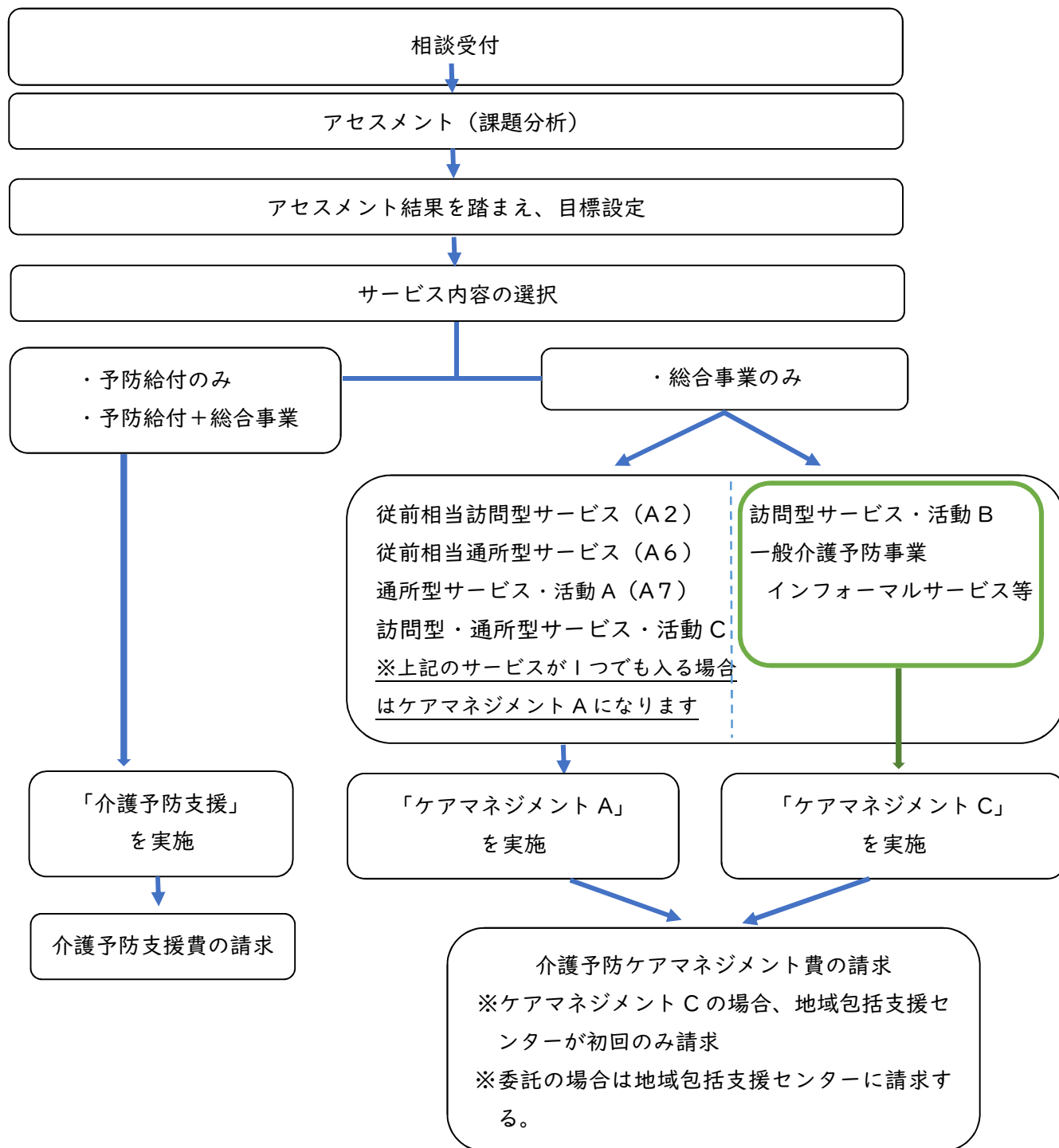
地域包括支援センターに、困りごとや希望するサービスなどについてご相談ください。相談内容や希望するサービスにより、基本チェックリストを実施するか、要介護（要支援）認定申請をしていただくかを決めます。地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、サービスを利用することになります。

3-2 サービス利用までの流れ



4 ケアマネジメントの流れと類型

4-1 ケアマネジメントの流れ



【委託の際の注意事項】

地域包括支援センターは居宅介護支援事業所に対して介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務を委託する際は、「公平中立性」を確保し客観的な基準に基づき委託先を選定します。

なお、居宅介護支援事業所が、市の指定を受けて介護予防支援業務を実施することが可能なため、その際は市高齢福祉課へ御相談ください。

4-2 ケアマネジメントの類型

【介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおける基本的な考え方】

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントは、高齢者等に対するアセスメントを行い、状態やおかれている環境等に応じて目標設定し、目標の達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるように支援します。（参考：介護保険法第4条第1項）

【介護予防支援および介護予防ケアマネジメントにおけるプロセス等】

ケアマネジメントプロセス	介護予防支援	介護予防 ケアマネジメント A	介護予防 ケアマネジメント C
アセスメント	○	○	○
ケアプラン原案作成	○従来版	○簡易版または従来版	○簡易版または従来版
地域包括支援センターのケアプランチェックを受ける	○	○	○
サービス担当者会議	○	○	○
利用者への説明・同意	○	○	○
ケアプランの確定・同意	○	○	○
サービス利用開始	○	○	○
モニタリング・評価	○	○	必要時
報酬	給付管理票提出時	給付管理票提出時	初回のみ

※米原市では介護予防ケアマネジメント B は設定していません。

【ケアマネジメント類型の選択】

●介護予防支援：要支援認定者のうち、介護予防給付のサービスのみを利用する場合、または介護予防給付と総合事業における「サービス事業」等を組み合わせて利用する場合に行います。

基本的な考え方	・要支援1または要支援2の認定を受けた方は、介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整等行う
対象者の状態像	要支援1または要支援2の状態(日常生活の基本的な動作は概ね自分で行うことが可能であるが、掃除や買い物などの家事、金銭管理といったIADL(手段的日常生活動作)において一部の支援を必要とする状態)
ケアプランの手順	① アセスメント ② 介護予防サービス・支援計画原案作成（従来版） ③ 地域包括支援センターのケアプランチェックを受ける（委託の場合） ④ サービス担当者会議 ⑤ 介護予防サービス計画の確定・交付 ⑥ モニタリング（給付管理）：1か月に1回電話等、3か月に1回訪問 ⑦ 評価
利用するサービス	介護予防サービス各種

	従前相当訪問型サービス（Ａ２） 従前相当通所型サービス（Ａ６） 通所型サービス・活動Ａ（Ａ７） 訪問型・通所型サービス・活動Ｃ（短期集中型サービス）
ケアプラン様式	介護予防・サービス支援計画表（従来版または簡易版）
基本報酬	国が定める標準単価に準ずる
実施後の取り扱い	終了の場合は、引き続き地域での様々な通いの場や社会参加に繋げるように支援していく

●ケアマネジメントＡ：介護予防支援に準じた形で、原則的に行う介護予防ケアマネジメントであり、指定事業所のサービスの利用、または訪問型・通所型サービス・活動Ｃ（短期集中型）の利用の場合に行います。

基本的な考え方	・介護予防支援に準じた形で、原則的に行う介護予防ケアマネジメント。適切なアセスメントに基づき、高齢者の自立に向けて設定された目標を達成することを目指す ・利用者の生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを利用するだけではなく、高齢者の自立支援や介護予防、社会参加に資するよう専門的支援により心身機能の維持改善を図る
対象者の状態像	① 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う状態 ② 退院直後やがん末期等で心身の状態が変化しやすく、専門的なサービスが必要な状態 ③ 日常生活上の支援が必要な状態
ケアプランの手順	① アセスメント ② 介護予防サービス・支援計画原案作成（従来版または簡易版） ③ 地域包括支援センターのケアプランチェックを受ける ④ サービス担当者会議 ⑤ 介護予防サービス計画の確定・交付 ⑥ モニタリング（給付管理）：１か月に１回電話等、３か月に１回訪問 ⑦ 評価
利用するサービス	従前相当訪問型サービス（Ａ２） 従前相当通所型サービス（Ａ６） 通所型サービス・活動Ａ（Ａ７） 訪問型・通所型サービス・活動Ｃ（短期集中型サービス）
ケアプラン様式	介護予防・サービス支援計画表（従来版または簡易版）
基本報酬	国が定める標準単価に準ずる
実施後の取り扱い	終了の場合は、引き続き地域での様々な通いの場や社会参加に繋げるように支援していく

●ケアマネジメント C：緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、基本的に、訪問型サービス・活動 B の利用開始時に行われるもの。

基本的な考え方	・高齢者自身が地域の介護予防活動や通いの場等に参加し、主体的に介護予防に取り組めることを目指す ・利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、利用者の自立支援に資するよう、家庭や地域の中で役割を持って生活できるよう環境調整を図る ・特に、家庭での役割を担い、社会参加し、生きがいを持つなどの自己実現を図るために、セルフマネジメントを支援する
対象者の状態像	① 何らかの生活機能低下は見られるが、身体介護はなく比較的安定している ② 理解・判断力があり、自己の心身の状況に対して自ら必要な支援等を調整できる能力を有する
ケアプランの手順	① アセスメント ② 介護予防サービス・支援計画原案作成（簡易版） ③ 利用者の同意のうえ、住民団体等へ「利用者基本情報」「介護予防サービス支援計画表」を送付
利用するサービス	訪問型サービス・活動 B
ケアプラン様式	介護予防・サービス支援計画表（簡易版または従来版）
基本報酬	国が定める標準単価に準ずる
実施後の取り扱い	できるだけ利用者が地域で暮らし続けられるよう、地域での様々な通いの場や社会参加に繋げるように支援を行う。利用者の心身の状況に変化があった場合などは、支援の再開について対応できるよう、住民主体の団体と連絡を取り合える体制を取る。

4-3 ケアマネジメントの加算について

【加算の算定要件】

1 初回加算

過去2か月以上、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合で、新たにケアプラン（アセスメントを含む）を作成した場合

2 委託連携加算

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所における介護予防ケアマネジメントの作成に協力した場合（※初月に限り、利用者1人につき1回を限度）

※連携したことを支援経過等の記録に残しておくこと

【初回加算・委託連携加算算定の例】

想定されるパターン	初回加算	委託連携加算
新規利用で包括から居宅へ委託を開始する場合	○算定可	○算定可 上記算定要件を満たしていること
要介護⇒要支援になった場合	○算定可 ケアプランを新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであるため	○算定可 上記算定要件を満たしていること
・要支援⇒要介護⇒要支援 ・要支援⇒自立⇒要支援 (居宅介護支援事業所に変更がない場合)	○算定可 ケアプランを新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであるため	×算定不可 再算定できるのは下記の場合のみ。 ①委託先の居宅介護支援事業所が変更となった場合 ②利用者の転居等で包括支援センターが変更となった場合
・地域包括支援センターが担当していた利用者を翌月から居宅介護支援事業所へ委託した場合 ・委託先の居宅介護支援事業所を変更した場合【A事業所⇒B事業所】 ・ケアマネジャーの移籍により居宅介護予防支援事業所を変更する場合	×算定不可 利用が2か月空いておらず、ケアプランを引き継いでいるため	○算定可 上記算定要件を満たしていること
委託先の指定居宅介護支援事業所内で担当ケアマネジャーを変更した場合	×算定不可	×算定不可
利用者の転居により、担当する包括支援センターが変更になった場合(A包括⇒B包括)	○算定可 ※ケアプランを引き継いでいる場合は、算定不可	○算定可 上記算定要件を満たしていること ※委託先の居宅介護支援事業所に変更がない場合は、算定不可

4-4 ケアプラン会議(多職種専門職との連携)の活用について

高齢福祉課が実施するケアプラン会議(自立支援型地域ケア会議)において、市内全事業所が年に1回以上事例提供を行い、多職種専門職の助言を受けてケアプランが自立支援・重度化予防の視点で作成されているか確認し、助言を効果的に活用すること。

5 サービス事業の種類と選択

5-1 訪問型サービス

1 従前相当訪問型サービス（A2）

 **サービス内容** 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスで、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助などを提供します。（短時間の身体介助も含む）

 **対象** 事業対象者、要支援1・2

 **状態像** 入浴等の身体介助が必要な方・認知機能の低下等により専門職の支援や関りが必要な方・退院直後で状態が変化しやすく専門的なサービスが必要な方

サービス選択時の留意事項

従前相当サービスは、すべての対象者が利用できるものではありません。ケアマネジメントを通じて以下の2点を両方満たす場合のみ選択してください。

① 状態像の合致：アセスメントの結果、上記の状態像に当てはまること

② 利用の妥当性：本サービスの利用が本人の状態において最適であること

今の本人の状態に合うサービスを選定してください。判断に迷う場合は包括支援センターへ相談してください。

利用回数・単価

月額	利用頻度	サービス単価
週に1回程度の場合		1,176 単位／月
週に2回程度の場合		2,349 単位／月
週に2回を超える程度の場合		3,727 単位／月

回数単価	サービス内容	サービス単価
	標準的な内容	287 単位／回
	生活援助中心（20～45分未満）	179 単位／回
	生活援助中心（45分以上）	220 単位／回
	短時間の身体介助	163 単位／回

※月額での利用か回数単価での利用かどちらになるかはケアプランによって決まります。
（米原市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&Aを参照）

2 訪問型サービス・活動B（住民主体によるサービス・活動）

 **サービス内容** 住民主体の自主活動として生活援助や生活援助と一体的に行う外出支援を行います。調理、ゴミ出し、居室の掃除等の生活援助、外出支援では通院の同行、買い物の同行などが主な提供内容です。

 **対象** 事業対象者、要支援1・2、継続して利用する要介護の方のうち、独居世帯および高齢者世帯
※要介護者の継続利用についてはアセスメントの上、対応可能か実施団体と相談してください。
※上記以外の場合は、米原市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&Aを参照してください。

 **状態像** 身体介助が不要で、住民主体による生活援助等があれば地域での生活が維持できる方

 **利用回数・料金** 利用料金の85%を補助（1月の補助の上限：11,000円）
※上限を超えた場合は自己負担となります。
※利用料金は、実施団体によって異なります。料金に関しては実施団体にお問合せください。

 **実施団体** 米原市シルバー人材センター TEL：55-0495

◆対象区域：市内全域

◆サービス内容：生活援助、外出支援（まいちゃん号を利用）

世継サロン 料金に関しては、市に問い合せ下さい。（TEL：53-5120）

◆対象区域：世継

◆サービス内容：生活援助、外出支援

5-2 通所型サービス

1 従前相当通所型サービス（A6）

サービス内容 入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を提供します。生活機能の維持・向上のための支援を行います。（介護予防通所介護に相当するサービス）

対象 事業対象者、要支援1・2

状態像 入浴や排泄等の身体介助が必要な方・認知機能の低下等により専門職の支援や関りが必要な方・多様なサービスの利用が難しい方

サービス選択時の留意事項

従前相当サービスは、すべての対象者が利用できるものではありません。ケアマネジメントを通じて以下の2点を両方満たす場合のみ選択してください。

- ① 状態像の合致：アセスメントの結果、上記の状態像に当てはまること
- ② 利用の妥当性：本サービスの利用が本人の状態において最適であること

今の本人の状態に合うサービスを選定してください。判断に迷う場合は包括支援センターへ相談してください。

利用回数・単価

対象者	サービス単価／回	サービス単価／月	利用頻度
事業対象者・要支援1	436 単位／回	1,798 単位／月	1 回／週
事業対象者・要支援2	447 単位／回	3,621 単位／月	2 回／週

※月額での利用か回数単価での利用かどちらになるかはケアプランによって決まります。（米原市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ&Aを参照）

2 通所型サービス・活動A（多様な主体によるサービス・活動）（A7）

サービス内容 介護予防が目的の通所介護施設等で、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する運動やレクリエーションを行います。

対象 事業対象者、要支援1・2、継続して利用する要介護の方
※要介護者の継続利用についてはアセスメントの上、対応可能な事業所と相談してください。

状態像 認知機能の低下等による専門職の配慮が不要であり、入浴、食事、排泄などの身体介助も不要な方

利用回数・単価

対象者	サービス単価	利用頻度
事業対象者・要支援1	349 単位／回	1 回／週
事業対象者・要支援2	358 単位／回	2 回／週

※従前相当サービスを利用する際の留意事項※

多様なサービス・活動の利用が難しいケース・状態像にあてはまらないケース、また専門職の指導を受けながら生活機能向上のトレーニングを行うことで改善が見込まれるケースなど専門的なサービスが必要な場合に利用することが想定されます。一定期間後のモニタリングに基づき可能な限り多様な主体のサービス・活動等に移行していくことを検討することが重要です。

5-3 短期集中予防サービス

Ⅰ 訪問型・通所型サービスC（短期集中運動（活動）指導事業）

サービス内容 理学療法士、作業療法士等の専門職が短期間（3or6か月）に集中して支援を行います。個々の身体状況等に合わせた運動指導を提供します。運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上のプログラムなどを行います。訪問と通所を組み合わせる利用することができます。

対象 事業対象者、要支援Ⅰ・Ⅱ

状態像 集中的な介入により改善が見込まれる方、体力の改善に向けた支援が必要な方、ADL・IADLの改善に向けた支援が必要な方

利用回数・料金

	通所(Ⅰ割負担の場合)	訪問(Ⅰ割負担の場合)
利用料	500 円／週	
栄養・口腔加算	150 円／月	
利用上限回数	週2回まで(訪問と通所合わせて) ※回数については、実施事業所との相談が必要です。	
サービス提供時間	1 時間半～半日／回	40 分～1 時間／回

利用までの流れ

- ① ケアマネジャーが対象者をアセスメントし、リハビリ専門職の関与が必要と判断
- ② 実施事業所（リハビリ事業所）に対象者の状況等について説明し、予防給付の訪問・通所リハビリもしくは、本事業のどちらが適しているか相談
- ③ 本事業の対象として決定
- ④ 市高齢福祉課に以下の書類を提出
- ⑤ 実施事業所と対象者の自宅訪問
- ⑥ 実施事業所が本事業の計画書を作成し、ケアマネジャーと市に提出
- ⑦ 事業実施

提出書類

- ① 介護予防サービス・支援計画表
- ② フェイスシート
- ③ 生活機能評価 1.2 もしくは事業所で定めるアセスメント
- ④ 診療情報提供書

利用上限回数 週の利用回数および事業実施期間ごとに利用上限回数が決まっています。

〈週1回の利用の場合〉

3か月：13回未満

6か月：25回未満

〈週2回の利用の場合〉

3か月：25回未満

6か月：50回未満

 実施事業所

		※送迎については、サービス提供時間の前後		R8. 4. 1 現在	
事業所名	対象地区	通所		訪問	
		曜日	サービス提供時間	曜日	サービス提供時間
通所リハビリテーションいそ 〒521-0004 米原市磯1729-1 ☎ 52-2002 FAX52-1126	●米原地区の一部（磯・入江・朝妻筑摩・梅ヶ原・米原・上、中、下多良） ●近江地区の一部（長沢・宇賀野・世継・飯）	火・金	15時～16時40分	月～金	9時～17時
和ひだまり 〒521-0016 米原市下多良3丁目47 ☎ 080-9929-7245	●米原地区 ●近江地区 ●山東地区	火・金	10時～11時30分	月～金	9時～17時
近江診療所 〒521-0083 米原市新庄77-1 ☎ 54-2127 FAX51-9025	●米原地区 ●近江地区 ●山東地区の一部 ※山東地区は要相談	月	13時30分～15時	月～金 ※要相談	13時～17時
坂田メディケアセンター 〒521-0233 米原市野一色1136番地 ☎ 55-8211 FAX55-8215	山東地区の一部（山東学区） ※山東学区以外の山東地区は要相談	月～金	14時30分～16時10分	月～金	9時30分～17時
ケアセンターいぶき 〒521-0314 米原市春照58-1 ☎ 58-1222 FAX58-8036	伊吹地区	月～金 （地域により曜日が決まっています）	14時～15時30分	月～金	9時～17時

 その他

事業の中止や評価、事業期間など詳しくは「米原市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A」を参照。

6 一般介護予防事業

6-1 元気の一步事業（高齢福祉課 TEL：53-5120）

ウォーキングカレンダーで歩数を記入し、郵送にて理学療法士のアドバイスを受ける事業です。歩数計については、御自身のものを使用いただくか、貸し出しも行っています。

対象：65 歳以上の方

実施期間：6 か月

自己負担金：なし



6-2 まいばら体操（高齢福祉課 TEL：53-5120）

約5分間の体操で、立位・椅座位・床座位の姿勢でできる体操です。市のホームページに掲載しています。市内在住の方に無料でDVDを配布しています。



〈市ホームページ〉



〈動画リンク〉

（YouTube）



6-3 なわとび体操（高齢福祉課 TEL：53-5120）

株式会社タニタの協力を得て筑波大学と共同で高齢者対象の体操を作成しました。

体操は、有酸素運動、筋トレ、バランス運動、有酸素と脳トレの4種類のプログラムで構成されており、所要時間は約20分の体操です。

先を固く結んだフェイスタオルを2枚ご用意いただければできる体操です。ご自身のフレイル（虚弱）予防のためにぜひお試しください。

（注）株式会社タニタでは、体操の名称をSTOP！フレイル健康体操とされています。



〈市ホームページリンク〉



〈動画リンク〉

（株式会社タニタ）



自治会館等の地域の身近な場所で定期的に集まり、お話や体操、認知症予防等に取り組む居場所づくりを推進しています。

必要に応じ、専門職による出前講座や年に2回の体力測定も行っています。

◆居場所づくりに取り組む団体一覧（令和8年7月1日現在）

山 東 地 域

団体名	活動拠点
岩ヶ谷サロン「いこい」	岩ヶ谷集会所
柏原区歩楽るん教室	柏原生涯学習センター
四季彩の柏原宿 花の会	柏原福祉交流センター
一般社団法人 大野木長寿村まちづくり会	大野木たまり場
大野木歩楽るん体操	大野木公民館
須川歩楽るん教室	須川公民館
河内区福祉委員会	河内会館
堂谷ふれあいサロン	堂谷公民館
長岡ほたるん体操根っ子の会	長岡集会所
なわとび体操クラブ	山東学びあいステーション
西山お茶の間クラブ	西山会館
夫馬サロンちょっと一服しませんか	夫馬会館
野一色みまもりたい	野一色会館
小田お茶の間サロン	小田会館
生活支援ボランティアグループ	天満集会所
池下お茶の間創造事業「ほっこり」	コミュニティカフェほっこり

伊 吹 地 域

団体名	活動拠点
みんなの家EH	みんなの家 上板並105
下板並でてごんせ	下板並集会所
ほな憩家	伊吹老人憩の家
ゆうすげ	伊吹山麓青少年総合 体育館
しあえる	いなか食堂しあえる 春照658-3
絆千福の会	伊吹南麓高番コミュニ ティーセンター千福会館
いこいカフェ	大清水会館



米 原 地 域

団体名	活動拠点
梅ヶ原歩楽るん教室	梅ヶ原公民館
NPO法人 わっか	古民家わっか 米原561
ほっこりカフェ	米原西区公民館
朝妻お茶の間サロン	朝妻集会所
筑摩お茶の間サロン	筑摩蓮沼会館
カフェがめやま	賀目山公民館
みなわか	河南公民館
ゆめクラブ	ゆめホール
西番場老人会体操クラブ コスモス	西番場公民館
醒井椅子体操	醒井公民館
枝折おたすけ隊	枝折公民館
下丹生お茶の間クラブ	下丹生集会所
上丹生結いの会	上丹生公会堂

近 江 地 域

団体名	活動拠点
能登瀬お茶の間クラブ	能登瀬会館
箕浦居場所作り 和カフェ	箕浦会館
箕浦福祉会	箕浦会館
岩脇まちづくり委員会	善光堂茶所
ルポリーベサロット	やすらぎハウス
NPO法人 Take-Liaison	ウエルカムハウス「Liaison」 長沢1650-2
宇賀野老人クラブ	宇賀野会館 母の郷ドーム
NPO法人 わっか	坂田第1児童クラブ駐車場
世継サロン	世継会館

広 域

団体名	活動拠点
米原市健康麻雀サロン	山東学びあいステーション きらめきデイサービスセンター やすらぎハウス

7 その他介護予防の取り組み

7-1 筋力トレーニングマシン講習会

大樹会と米原市社会福祉協議会が市内2か所で筋力トレーニングマシンの講習会を月1回実施されています。講習会受講後、その施設内のトレーニングマシンを無料で使用することができます。※講習会の日は、毎月「広報まいばら」1日号に掲載しています。

◆実施施設・利用時間：① やすらぎハウス（顔戸 21 番地 2）

TEL：52-4393

月～金曜日 午前9時30分～午後5時

② 愛らんど（春照 56 番地）

TEL：58-1770

月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日休み）

7-2 介護予防のための施設利用助成（高齢福祉課 TEL：53-5120）

介護予防活動（運動・趣味活動等）を実施しているグループに対し、利用している施設使用料を助成する事業です（市が指定している施設に限ります）。登録団体の詳細については高齢福祉課へお問い合わせください。

◆指定施設一覧：市のホームページに掲載しています。

◆登録団体一覧：市のホームページに掲載しています。

〈市ホームページリンク〉



〈伊吹山テレビ〉



8 様式・資料編 (下記の各二次元コードから御確認ください。市ホームページに接続します)

【市ホームページアクセス方法】

- ① 米原市ホームページを検索
- ② 市ホームページの中の「健康・福祉」→「地域包括支援センター」を順にクリック

8-1 介護予防・日常生活支援総合事業についての Q&A



【パソコン等から確認される場合は、以下の URL から接続してください】
https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/kenko_fukushi/chiikihokatsu_center/sougouzigyou/21032.html

8-2 米原市介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所一覧



【パソコン等から確認される場合は、以下の URL から接続してください】
https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/kenko_fukushi/chiikihokatsu_center/sougouzigyou/23976.html

8-3 ケアマネジメント関連様式



【パソコン等から確認される場合は、以下の URL から接続してください】
https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/kenko_fukushi/chiikihokatsu_center/keamanezimento/15038.html